

木造住宅の耐震診断および

危険ブロック塀の撤去を支援します

募集期間

5月18日(月)～9月30日(水)

木造住宅の耐震診断

次のすべての条件を満たす住宅に

お住いの市民の方

昭和56年5月31日以前に建築された住宅

一戸建て木造住宅(店舗併用の場合は、2分の1以上が住宅)

2階建て以下の住宅

補助額 上限10万円

危険ブロック塀の撤去

市内にお住まいで、次のすべての条件を満たす塀を所有または管理している方

・コンクリートブロック等で造られ、通学路や避難経路等に接して設けられた塀  
・高さが1m以上で倒壊の危険があると判断された塀

対象工事

次のいずれかの条件を満たす工事  
・塀を撤去する工事  
・塀の高さを1m未満にする工事  
・塀を撤去した後に、塀を築造する工事

補助額 工事費の3分の2以内(上限10万円)

建設課建築係 ☎63-5118

蓄電設備等の設置費補助制度をご活用ください

蓄電設備設置費補助金

市内に導入されている太陽光発電設備を有効活用し、災害時も含めた自立的な電力の確保を図るため、住宅用蓄電池の設置にかかる費用の一部を補助します。

※蓄電池を設置することで太陽光発電の余剰電力の蓄電が可能となり、夜間や停電時にその電力を使用することができます。

市内の住宅に太陽光発電設備と常時接続する住宅用蓄電設備を新たに購入・設置する個人

補助金額

住宅用蓄電池の購入費および据付工事費(消費税分を除く)の2分の1以内の額とし、蓄電容量1kWhあたりに3万円を乗じた額(上限21万円)

電気自動車等用V2H充電設備設置費補助金

電力を電気自動車等に蓄電するとともに、その蓄電した電力を災害時や夜間等に家庭内で使用できるようにするため、V2H充電設備の機材購入にかかる費用の一部を補助します。

※V2Hとは「Vehicle to Home」(クルマ・トウ・ホーム)の略です。

市内の住宅・事業所にV2H充電設備を新たに購入・設置しようとする個人、個人事業主または法人

補助金額

V2H充電設備の機材購入費(消費税分を除く)の2分の1に相当する額(上限75万円)

申請書類等は市ホームページからダウンロードできます。

環境対策課環境エネルギー係

☎63-3113

初心者向け 原木乾しいたけ 生産技術講座

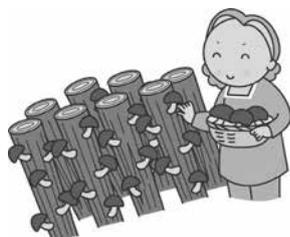
初歩的な生産技術を学べる座学・実習を年4回程度行います。

新規就業や作目拡大を図るため、新たに原木乾しいたけの生産をはじめたい方・はじめて間もない方 ※自家消費のみの方はご遠慮ください。

住所・氏名・電話番号をお知らせください。

5月22日(金)

佐渡農業振興連絡会きのこ振興会事務局 (県佐渡地域振興局林業振興課) ☎74-3329



ウイルス性肝炎(B型・C型)検査、エイズ検査、梅毒検査のご案内

5月14日(木)、28日(木) 午後1時～2時

佐渡保健所

前の週の金曜日までに事前の予約が必要です。検査は、いずれも無料かつ匿名で、結果は約1時間で分かります。まずはご相談ください。

佐渡保健所 ☎74-4300

